

収 支 報 告 書

令和8年4月1日

堺市議会議長 西田 浩延 様

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団  
 代表者氏名 的場 慎一  
 経理責任者氏名 加藤 慎平

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	5,762,000	@30000円 × 16人 × 12ヶ月 = 5,760,000 円 @30000円 × 1人 × 2/30日 = 2,000 円
収入合計	5,762,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	92,840	92,840	
広 報 ・ 広 聴 費	1,308,048	1,308,048	
人 件 費			
事 務 ・ 事 務 所 費	1,198,745	1,198,745	
支 出 合 計	2,599,633	2,599,633	

※収入と支出の差額の一部 議員1名に係る政務活動費交付額

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 堺市議会議員団

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【広報・広聴費】	4月～3月	市政報告チラシを作成し、各区で新聞折込みを行った。
【事務・事務所費】	4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リモート会議用の zoom 使用料。</li> <li>・情報収集として時事行財政情報代。</li> <li>・会派控え室に必要なネット接続代、セキュリティ接続代、フルカラー複合機リース代、コピー、プリント代。</li> </ul>
【資料購入費】	4月～3月	堺市住宅地図代。

会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4月10日		1,530,000		1,530,000	政務活動費4月～6月受け入れ		
4月17日			88,000	1,442,000	井関議員返金分		
4月28日	4-1		2,338	1,439,662	4月分ZOOM使用料代	⑨	
4月28日	4-2		6,490	1,433,172	会派控え室ネット接続代	⑨	
4月28日	4-3		14,746	1,418,426	コピー、プリント代	⑨	
4月28日	4-4		12,760	1,405,666	フルカラー複合機リース代	⑨	
4月28日	4-5		9,680	1,395,986	セキュリティ接続代	⑨	
月計		1,530,000	134,014				
累計		1,530,000	134,014	1,395,986			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会 議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
5月12日	5-1		80,385	1,315,601	会派控え室冷蔵庫購入	⑨	
5月27日	5-2		6,490	1,309,111	会派控え室ネット接続代	⑨	
5月27日	5-3		12,427	1,296,684	コピー、プリント代	⑨	
5月27日	5-4		9,680	1,287,004	セキュリティ接続代	⑨	
5月27日	5-5		12,760	1,274,244	フルカラー複合機リース代	⑨	
5月27日	5-6		2,338	1,271,906	5月分ZOOM使用料代	⑨	
5月29日	5-7		1,600	1,270,306	コピー用紙代	⑨	
月計		0	125,680				
累計		1,530,000	259,694	1,270,306			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月2日	6-1		117,612	1,152,694	クラウド使用料	⑨	
6月10日	6-2		33,000	1,119,694	時事行財政情報代	⑨	
6月27日	6-3		6,490	1,113,204	会派控室ネット接続代	⑨	
6月27日	6-4		12,725	1,100,479	コピー、プリント代	⑨	
6月27日	6-5		2,338	1,098,141	6月分ZOOM使用料	⑨	
6月27日	6-6		9,680	1,088,461	セキュリティ接続代	⑨	
6月27日	6-7		12,760	1,075,701	フルカラー複合機リース代	⑨	
月計		0	194,605				
累計		1,530,000	454,299	1,075,701			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7月10日	7-0	1,440,000		2,515,701	政務活動7月～9月受け入れ		
7月28日	7-1		2,484	2,513,217	7月分ZOOM使用料代	⑨	
7月28日	7-2		6,490	2,506,727	会派控室ネット接続代	⑨	
7月28日	7-3		16,007	2,490,720	コピー、プリント代	⑨	
7月28日	7-4		9,680	2,481,040	セキュリティ接続代	⑨	
7月28日	7-5		12,760	2,468,280	フルカラー複合機リース代	⑨	
月計		1,440,000	47,421				
累計		2,970,000	501,720	2,468,280			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
8月27日	8-1		2,484	2,465,796	8月分ZOOM使用料代	⑨	
8月27日	8-2		6,490	2,459,306	会派控室ネット接続代	⑨	
8月27日	8-3		5,811	2,453,495	コピー、プリント代	⑨	
8月27日	8-4		9,680	2,443,815	セキュリティ接続代	⑨	
8月27日	8-5		12,760	2,431,055	フルカラー複合機リース代	⑨	
月計		0	37,225				
累計		2,970,000	538,945	2,431,055			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
9月10日	9-1		33,000	2,398,055	時事行財政情報代	⑨	
9月29日	9-2		2,484	2,395,571	9月分ZOOM使用料代	⑨	
9月29日	9-3		6,490	2,389,081	会派控室ネット接続代	⑨	
9月29日	9-4		13,062	2,376,019	コピー、プリント代	⑨	
9月29日	9-5		9,680	2,366,339	セキュリティ接続代	⑨	
9月29日	9-6		12,760	2,353,579	フルカラー複合機リース代	⑨	
月計		0	77,476				
累計		2,970,000	616,421	2,353,579			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)



会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
11月27日	11-1		2,484	3,739,812	11月分ZOOM使用料代	⑨	
11月27日	11-2		6,490	3,733,322	会派控室ネット接続代	⑨	
11月27日	11-3		8,256	3,725,066	コピー、プリント代	⑨	
11月27日	11-4		9,680	3,715,386	セキュリティ接続代	⑨	
11月27日	11-5		12,320	3,703,066	フルカラー複合機リース代	⑨	
月計		0	39,230				
累計		4,410,000	706,934	3,703,066			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）  
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
12月10日	12-1		33,000	3,670,066	時事行財政情報代	⑨	
12月29日	12-2		2,484	3,667,582	12月分ZOOM使用料代	⑨	
12月29日	12-3		6,490	3,661,092	会派控室ネット接続代	⑨	
12月29日	12-4		14,773	3,646,319	コピー、プリント代	⑨	
12月29日	12-5		9,680	3,636,639	セキュリティ接続代	⑨	
12月29日	12-6		12,320	3,624,319	フルカラー複合機リース代	⑨	
月計		0	78,747				
累計		4,410,000	785,681	3,624,319			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）



会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2月13日	2-1		9,800	4,720,194	コピー用紙代	⑨	
2月27日	2-2		2,484	4,717,710	2月分ZOOM使用料代	⑨	
2月27日	2-3		6,490	4,711,220	会派控室ネット接続代	⑨	
2月27日	2-4		7,140	4,704,080	コピー、プリント代	⑨	
2月27日	2-5		9,680	4,694,400	セキュリティ接続代	⑨	
2月27日	2-6		12,320	4,682,080	フルカラー複合機リース代	⑨	
2月27日	2-7		92,840	4,589,240	住宅地図購入代	⑥	
月計		0	140,754				
累計		5,850,000	1,260,760	4,589,240			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3月2日	3-1		10,385	4,578,855	コピー用紙代	⑨	
3月5日	3-2		4,230	4,574,625	チューブファイル代	⑨	
3月10日	3-3		33,000	4,541,625	時事行財政情報代	⑨	
3月19日	3-4		19,600	4,522,025	コピー用紙代	⑨	
3月23日	3-5		1,308,048	3,213,977	チラシデザイン、原稿作成、印刷代	⑦	
3月27日	3-6		2,484	3,211,493	3月分ZOOM使用料代	⑨	
3月27日	3-7		6,490	3,205,003	会派控室ネット接続代	⑨	
3月27日	3-8		20,636	3,184,367	コピー、プリント代	⑨	
3月27日	3-9		9,680	3,174,687	セキュリティ接続代	⑨	
3月27日	3-10		12,320	3,162,367	フルカラー複合機リース代	⑨	
月計		0	1,426,873				
累計		5,850,000	2,687,633	3,162,367			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

590-0078

大阪府堺市堺区  
南瓦町3-1

印刷会社  
担当支店 西日本営業第一課 営業二課  
電話 06-6530-7111  
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

大阪維新の会 堺市議会議員団

御中



105-0003  
東京都港区西新橋1丁目3-1  
西新橋スクエア9階

日立キャピタルNBL株式会社

431111 11131 0001922#  
0001/0003 0004088

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。度々、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので、ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

### リース契約のご確認書

リース期間	60 ヶ月		
リース期間開始日	2020/11/11	リース期間終了日	2025/11/10
リース料	11,600円	リース料	696,000円
消費税	1,160円	消費税	69,600円
お支払額	12,760円	お支払額	765,600円
お支払日	27日	お支払方法	口座振替
※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。			

支払引当口座	三菱UFJ銀行堺東支店	預金種別	普通	口座番号	[REDACTED]
請求先	オオサカイシンノカイサカイシギカイギインダン カイケイ ミヤケ タツヤ				

お支払年月	お支払額	リース料	消費税	お支払残高	回数	お支払年月	お支払額	リース料	消費税	お支払残高
2020/11	12,760	11,600	1,160	752,840	31	2023/05	12,760	11,600	1,160	370,040
2020/12	12,760	11,600	1,160	740,080	32	2023/06	12,760	11,600	1,160	357,280
2021/01	12,760	11,600	1,160	727,320	33	2023/07	12,760	11,600	1,160	344,520
2021/02	12,760	11,600	1,160	714,560	34	2023/08	12,760	11,600	1,160	331,760
03	12,760	11,600	1,160	701,800	35	2023/09	12,760	11,600	1,160	319,000
04	12,760	11,600	1,160	689,040	36	2023/10	12,760	11,600	1,160	306,240
05	12,760	11,600	1,160	676,280	37	2023/11	12,760	11,600	1,160	293,480
06	12,760	11,600	1,160	663,520	38	2023/12	12,760	11,600	1,160	280,720
07	12,760	11,600	1,160	650,760	39	2024/01	12,760	11,600	1,160	267,960
08	12,760	11,600	1,160	638,000	40	2024/02	12,760	11,600	1,160	255,200
09	12,760	11,600	1,160	625,240	41	2024/03	12,760	11,600	1,160	242,440
10	12,760	11,600	1,160	612,480	42	2024/04	12,760	11,600	1,160	229,680
11	12,760	11,600	1,160	599,720	43	2024/05	12,760	11,600	1,160	216,920
12	12,760	11,600	1,160	586,960	44	2024/06	12,760	11,600	1,160	204,160
2022/01	12,760	11,600	1,160	574,200	45	2024/07	12,760	11,600	1,160	191,400
2022/02	12,760	11,600	1,160	561,440	46	2024/08	12,760	11,600	1,160	178,640
2022/03	12,760	11,600	1,160	548,680	47	2024/09	12,760	11,600	1,160	165,880
2022/04	12,760	11,600	1,160	535,920	48	2024/10	12,760	11,600	1,160	153,120
2022/05	12,760	11,600	1,160	523,160	49	2024/11	12,760	11,600	1,160	140,360
2022/06	12,760	11,600	1,160	510,400	50	2024/12	12,760	11,600	1,160	127,600
2022/07	12,760	11,600	1,160	497,640	51	2025/01	12,760	11,600	1,160	114,840
2022/08	12,760	11,600	1,160	484,880	52	2025/02	12,760	11,600	1,160	102,080
2022/09	12,760	11,600	1,160	472,120	53	2025/03	12,760	11,600	1,160	89,320
2022/10	12,760	11,600	1,160	459,360	54	2025/04	12,760	11,600	1,160	76,560
2022/11	12,760	11,600	1,160	446,600	55	2025/05	12,760	11,600	1,160	63,800
2022/12	12,760	11,600	1,160	433,840	56	2025/06	12,760	11,600	1,160	51,040
2023/01	12,760	11,600	1,160	421,080	57	2025/07	12,760	11,600	1,160	38,280
2023/02	12,760	11,600	1,160	408,320	58	2025/08	12,760	11,600	1,160	25,520
2023/03	12,760	11,600	1,160	395,560	59	2025/09	12,760	11,600	1,160	12,760
2023/04	12,760	11,600	1,160	382,800	60	2025/10	12,760	11,600	1,160	0

※お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対し15日のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきます。

2021年8月

記

お取引先様各位

日立キャピタルNBL株式会社

商号変更のご案内

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。  
弊社の親会社でありました日立キャピタル株式会社は、  
本年4月1日付で三菱UFJリース株式会社と合併を  
通じた経営統合を行い、三菱HCキャピタル株式会社と  
なりました。

それに伴い、弊社は本年10月1日に商号を右記のとおり  
「三菱HCビジネスリース株式会社」に変更いたします。  
なお、商号変更に伴いお客様に弊社よりお願いする  
お手続きはございません。

これを機に社員一同、より一層皆様のお役に立つよう努力  
する所存でございます。

何卒これまでも増してのご支援のほどよろしくお願  
い申し上げます。

敬具

■商号の変更

(1) 新商号 (英文表記)

三菱HCビジネスリース株式会社  
(Mitsubishi HC Business Lease Corporation)

(2) 新商号による営業開始日

2021年10月1日

■口座振替時の通帳印字名の変更

2021年10月以降の通帳印字名が下記のとおり変更となります。

現在	変更後(2021年10月より)
HC)ヒトC-NBL	HC)ミツビシHBL
HC)HCNBL	HC)MHBL
NS ヒトC-NBL	NS ミツビシHBL
NS HCNBL	NS MHBL

※現在の通帳印字名が上記以外のお客様につきましては、変更  
ございません。

■ご注意点

- (1) 弊社商号変更にあたり、お客様に行っていただく手続きは  
ございません。
- (2) 本件ご連絡に関するデータは2021年7月末日時点を参照して  
おります。中途解約等によりお取り引きが終了となっている  
場合がございますことをご了承ください。

以上



## デジタルフルカラー複合機メンテナンス契約書

貴名 大阪維新の会堺市議会議員団（以下、甲という）と 株式会社ジーピーエス（以下、乙という）とは、デジタルフルカラー複合機（以下、複合機という）のメンテナンスに関して次の通り契約を締結いたします。

### 第1条 （契約の目的）

本契約は、乙が甲に対し本契約所定の条項に従いメンテナンスを提供し、甲はこれに対しメンテナンス料金を支払うことを目的とします。

### 第2条 （メンテナンス）

1) 本契約に基づき、乙が甲に対して提供するメンテナンスの内容は以下の通りとします。

- ① 対象の複合機を良好な状態に維持するため、乙の又は乙が委託した会社のサービス技術者を派遣し、所定の点検・調整又は故障修理を行うと共に、感光ドラム、デベロッパの消耗品及びその他部品の交換、並びにトナーの供給を行います。
  - ② 複合機の設置時及びメンテナンスの都度、乙が必要と認めた場合には、乙は甲の複合機取扱責任者に対し、複合機の取扱いについての指導を行います。
- 2) 前項第①号の点検・調整又は修理時に複合機の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属するものとします。
- 3) 乙が行うメンテナンスは原則として、平日9時から18時までの乙の営業時間内に限られます。

### 第3条 （メンテナンスの対象）

乙は複合機及び、本契約締結後に甲乙合意の上同設置場所に一時的に設置する複合機の代替機に限りメンテナンスを行うものとします。

### 第4条 （設置場所並びに複合機の移動・撤去）

- 1) 複合機の設置場所は、第8条に示す通りとします。
- 2) 甲は、複合機を第8条に示す設置場所以外に移動又は撤去を希望する場合には、事前に乙に通知し承認を得るものとし、乙の承認なくして移動又は撤去を行ってはならないものとします。
- 3) 前項に示す複合機の移動・撤去並びに本契約終了時の複合機の撤去は、甲が甲の負担でおこなうものとします。
- 4) 前項に拘わらず、甲の希望により乙が複合機の移動・撤去を行った場合は、乙はその費用を甲に請求できるものとし、甲は乙にこれを支払うものとします。
- 5) 乙所定の、第8条のメンテナンス料金の変更が必要となる地域に複合機を移動する場合、本契約は再度締結し直すものとします。

### 第5条 （用紙及び用紙の使用対象）

甲は複合機の使用にあたり、原則として乙の定める規格に適合した用紙を使用するものとします。但し、甲がその選択により、乙の定める規格に適合した用紙以外の用紙を希望する場合、甲は事前に乙に相談するものとします。

### 第6条 （トナー）

甲は、複合機の使用にあたり、乙が供給する純正トナーのみを使用することとします。

### 第7条 （未使用のトナーの取り扱い）

- 1) 未使用のトナーの所有権は乙に帰属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用法に従い使用するものとします。又、表記デジタルフルカラー複合機以外の複合機等に転用してはならないものとします。
- 2) 甲が前項に反して未使用のトナーを損傷、転用、紛失等した場合は、甲は乙が被った損害を弁償するものとします。
- 3) 本契約が解約された場合又は、甲が複合機の処分（廃棄、下取り、売却等）を希望する場合は事前に文書にてその旨を乙に通告すると共に、甲は乙に対して甲の負担をもって直ちに未使用のトナーを返却するものとします。

第8条 (メンテナンス料金)

メンテナンス料金は甲における作成コピーの枚数に従って算出されるものとし、以下の料金体系とします。

尚、基本料金の契約が無い場合の1ヶ月間の最低メンテナンス料金は、30円とします。

メンテナンス 料金	付 加 料 金	基本料金	( - ) 円で、白黒( - )枚、カラー( - )枚カウントを含む	
		白黒	( - ) 枚～( - ) 枚カウント部分 ( - ) 円/枚 ( - ) 枚～( - ) 枚カウント部分 ( - ) 円/枚 ( 1 ) 枚カウントを越える部分 ( 0.7 ) 円/枚、A3は、シングルカウント	
		カラー	( - ) 枚～( - ) 枚カウント部分 ( - ) 円/枚 ( - ) 枚～( - ) 枚カウント部分 ( - ) 円/枚 ( 1 ) 枚カウントを越える部分 ( 6.0 ) 円/枚、A3は、シングルカウント	
消費税	外 税		ミスコピー控除	有 ( 1% ) / 無
トナー	メンテナンス料金に含む		用 紙	メンテナンス料金に含まない
機種名	シャープ MX-3661		製造No.	050 37 209
設置場所	〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館 11階			
白黒 開始カウンター	実枚数		カラー 開始カウンター	実枚数
支払条件	( 末 ) 日締め、( ) 日後/翌月 ( 27 ) 日、( <u>口座振替</u> / 振込み )			
PC接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合機とパソコンの接続設定については、パソコン1台毎に下記の料金を別途請求するものとします。 【プリンタ接続設定料金: 1,500円/台】【スキャナ接続設定料金: 3,000円/台】 【その他設定料金: 乙が定める料金】</li> <li>パソコンの接続設定において、自作のパソコン、メーカーサポートの終了したOSを搭載したパソコン、海外製のOSを搭載したパソコン等(以下、特殊PCという)への接続は行っておりません。</li> <li>特殊PCの接続によって特殊PC又は接続された複合機に問題が発生した場合、乙はその責を負わないものとします。</li> </ul>			
長期割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>本契約に示されるメンテナンス料金は、長期割引を適用した料金となっております。</li> <li>長期割引適用前の料金(以下、通常料金という)は下記の通りとします。 【白黒 1枚～ 6.0円/枚】【カラー 1枚～ 30.0円/枚】</li> <li>長期割引は本契約の契約開始日から起算して、3年以上継続することを適用条件とします。</li> <li>甲又は乙により3年未満に本契約が解約された場合、甲は乙に対し、契約開始日から解約日までの間の割引金総額(同期間における、通常料金からメンテナンス料金を差し引いた残額の合計額)を支払わなければならないものとします。</li> </ul>			
特約事項				

第9条 (メンテナンス料金の計算)

- 1) メンテナンス料金の計算は複合機1台毎に行い、複合機使用開始時のカウンター数値より起算され、カラー及び白黒の各基本料金と付加料金の合算により算出されるものとします。
- 2) 乙は原則として1ヶ月に1回カウンター数値を電話又は自動検針又は訪問にて確認し、確認された数値に基づき、メンテナンス料金の計算を行います。なお、第1回目の確認日は甲乙協議の上定めるものとし、以後は、1ヶ月毎の( a.10日、b.15日、c.20日、d.末日 )の前後5日間とします。

第10条 (メンテナンス料金の支払い)

- 1) 甲は、乙に対し第8条に示す支払条件で、メンテナンス料金を支払うものとします。
- 2) 本契約が理由の如何を問わず終了した場合には、甲は乙が行うカウンター数値の最終確認に異議無く協力し、前項に従い最終のメンテナンス料金を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で最終確認が成し得なかった場合には、甲は乙の定める方法により計算されたメンテナンス料金を直ちに支払うものとします。

第11条 (複合機の適正使用)

甲は「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されている、紙幣や有価証券等の複写をしてはならないものとします。  
又、甲はこれを徹底するため取扱責任者をおいて、複合機の使用について充分な管理を行うものとします。

第12条 (適用除外)

下記の事由による複合機の修理・点検及び調整についてはメンテナンスの適用除外となり、別途費用を請求するものとし、  
又、複合機の破損・滅失等が甚だしいと乙が判断した場合はメンテナンスの提供を中止できるものとします。

- ① 甲における取扱い上、甚だしい不注意もしくは誤用又は不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲の責に帰すべき事由による故障。
- ② 乙又は乙の認定する者以外による改造・修理・分解及び加工。
- ③ 火災又は天災その他不可抗力による災害。
- ④ 乙が指定する部品又は消耗品以外の使用。
- ⑤ 第4条に基づく設置場所の変更で、乙以外の者が移動させたことによる故障。

#### 第13条（別途料金）

下記の事由による複合機の修理・点検及び調整については、別途費用を請求するものとします。

- ① 第8条規定の設置場所が、乙が規定により遠隔地と指定している場所の一つに該当する場合、乙は乙所定の出張費を甲に請求することができるものとします。
- ② 第2条第3項に拘わらず、甲の事情で乙の営業時間外にメンテナンスを要請し、乙が了承し実施した場合、乙は乙所定の料金を別途甲に請求できるものとします。

#### 第14条（解約）

甲が次の各号の一に該当したときは、乙は何等の通知催告を行うことなく本契約を解約することができるものとし、本契約が解約されたときは、甲は期限の利益を失い乙に対する全債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

- ① 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は整理、民事再生の手続、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申し立てられ、又は整理、民事再生の手続、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申し立てたとき。
- ② 自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手に対し、不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- ③ 第12条により、乙がメンテナンスの提供を中止したとき。
- ④ 乙以外の者が、乙の承認を得ることなく第8条に示す設置場所以外に複合機を移動させたとき。
- ⑤ 複合機の廃棄、引上げ等により、乙がメンテナンス不能と判断したとき。
- ⑥ この契約の各項目に違反したとき。
- ⑦ その他の資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれが有ると乙が認める事由があるとき。

#### 第15条（中途解約）

甲は、この契約の途中において、文書による通知をすることによって契約を解約することができるものとし、文書が乙に到着した日から起算して14日を経過したときに契約は終了するものとします。

#### 第16条（機密保持）

- 1) 乙はメンテナンスを行うに当たって知り得た甲に関する機密情報を第三者に漏洩してはならないものとします。
- 2) 乙は機密情報をメンテナンス遂行以外の用途に使用してはならないものとします。
- 3) 1)及び2)の項目は本契約が終了または失効した後も存続するものとします。

#### 第17条（免責）

天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故、複合機の故障、その他不可抗力により本契約の一部もしくは全部につき履行遅滞又は履行不能が生じて甲が損害を被った場合、乙はその責を負わないものとします。

#### 第18条（反社会的勢力の排除）

1) 甲及び乙は、それぞれ互いに、次に定める事項を表明し保証するものとします。

- ① 自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下反社会的勢力という）でないこと。
- ② 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
- ③ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。
- ④ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
- ⑤ 自己及び自己の役員が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名譽や信用を毀損せず、また相手方の業務を妨害しないこと。

2) 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告、その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

この場合、相手方に損害が生じても解約をした者（以下、解約者という）はこれを何ら賠償ないし補償することは要しない。また、かかる損害により解約者に損害が生じたときは、相手方は解約者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとします。

第19条 (有効期間)

本契約は、複合機毎にその契約開始日( 2020年11月06日 )から( 5 )年間とします。但し、その作成コピー一枚数が( 72 )万枚に達する時が早い場合は、枚数に達した時点とします。なお、第7条第3項の通知を乙が受領した時、又は第14条、第15条、第18条により解約された場合、本契約は終了するものとします。

第20条 (物価変動等の対応)

物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の変化により本契約の料金が不相応となった場合、乙は第8条に示すメンテナンス料金を変更できるものとします。

第21条 (信義誠実の原則)

本契約に定め無き事項及び、本契約の解釈に付き疑義が生じた時は、その都度両者協議の上、友好的に解決するものとします。

第22条 (管轄裁判所)

甲と乙は本契約について法律上の紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第23条 (印紙税)

本契約に要する印紙税は、甲乙各々その保有する分につき、これを負担するものとします。

2020年11月06日

甲 住 所

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

氏 名

大阪維新の会 堺市議会議員団

TEL



乙 住 所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-15

氏 名

株式会社 ジービーエス

代表取締役 原野 登



この契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有します。

## 中古カラー複合機レンタル契約書

貴名 大阪維新の会堺市議会議員団（以下、甲という）と イノテックスビジネスソリューションズ株式会社（以下、乙という）とは、複合機の設置等の取引について、以下の通り契約を締結いたします。

### 第1条 （契約の目的）

乙は、複合機及び感光ドラム・デベロッパ等の付帯諸条件設備（以下複合機という）を第4条に示す設置場所に設置し、これを甲の使用に供すると共に、複合機についてメンテナンスを提供することを約し、甲はその対価として乙に対しレンタル料金を支払うものとし、並びに甲は乙に設置費用の負担及び契約保証金を預けることを約します。

### 第2条 （メンテナンス）

1) 本契約に基づき、乙が甲に対して提供するメンテナンスの内容は以下の通りとします。

- ① 対象の複合機を良好な状態に維持するため、乙の又は乙が委託した会社のサービス技術者を派遣し、所定の点検・調整又は故障修理を行うと共に、感光ドラム、デベロッパの消耗品及びその他部品の交換、並びにトナーの供給を行います。
- ② 複合機の設置時及びメンテナンスの都度、乙が必要と認めた場合には、乙は甲の複合機取扱責任者に対し、複合機の取扱いについての指導を行います。

2) 前項第①号の点検・調整又は修理時に複合機の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属するものとします。

3) 乙が行うメンテナンスは原則として、平日9時から18時までの乙の営業時間内に限られます。

### 第3条 （メンテナンスの対象）

乙は複合機及び、本契約締結後に甲乙合意の上同設置場所に一時的に設置する複合機の代替機に限りメンテナンスを行うものとします。

### 第4条 （設置場所並びに複合機の移動・撤去）

1) 複合機の設置場所は、第9条に示す通りとします。

2) 甲は、設置に対してその費用として、乙に( )円支払うものとします。

3) 甲は、複合機を第9条に示す設置場所以外に移動又は撤去を希望する場合には、事前に乙に通知し承認を得るものとし、乙の承認なくして移動又は撤去を行ってはならないものとします。

4) 前項に示す設置場所からの複合機の移動・撤去並びに本契約終了時の複合機の撤去は、甲が甲の負担でおこなうものとします。

5) 前項に拘わらず、甲の希望により乙が複合機の移動・撤去を行った場合は、乙はその費用を甲に請求できるものとし、甲は乙にこれを支払うものとします。

### 第5条 （契約保証金）

1) 本契約に基づく契約保証金として、甲は乙に対して複合機の設置完了時に( )円を預けるものとします。

2) 契約保証金の預け期間は本契約の有効期間までとし、満了の際に乙は速やかに甲に返却するものとします。

3) 契約保証金には金利等は付かないものとします。

4) 本契約が第15条、第16条、第19条により解約された場合、甲は、契約保証金が第21条の規定損害金に振り替えられることに同意します。

### 第6条 （用紙及び用紙の使用対象）

甲は複合機の使用にあたり、原則として乙の定める規格に適合した用紙を使用するものとします。但し、甲がその選択により、乙の定める規格に適合した用紙以外の用紙を希望する場合、甲は事前に乙に相談するものとします。

### 第7条 （トナー）

甲は、複合機の使用にあたり、乙が供給する純正トナーのみを使用することとします。

### 第8条 （感光ドラム、デベロッパ、未使用のトナー等の消耗品並びに交換部品の取扱い）

1) 感光ドラム、デベロッパ及び未使用のトナーの所有権は乙に帰属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用法に従い使用するものとします。又、表記複合機以外の複合機等に転用してはならないものとします。

- 2) 甲が前項に反して感光ドラム、デベロッパー及び未使用のトナーを損傷、転用、紛失等した場合は、甲は乙が被った損害を弁償するものとします。
- 3) 甲は、本契約終了の場合、直ちに感光ドラム、デベロッパー及び未使用のトナーを乙が指定する場所に甲の費用を持って返却するものとします。

第9条 (レンタル料金)

レンタル料金は甲における作成コピーの枚数に従って算出されるものとし、以下の料金体系とします。

尚、基本料金の契約が無い場合の1ヶ月間の最低基本料金は、1,500円とします。

レンタル料金	基本料金 ( ) 円で、白黒( )枚、カラー( )枚カウントを含む			
	付加料金	白黒	( )枚～( )枚カウント部分 ( )円/枚 ( 1 )枚カウントを越える部分 ( 0.8 )円/枚、A3は、シングルカウント	
		カラー	( )枚～( )枚カウント部分 ( )円/枚 ( 1 )枚カウントを越える部分 ( 8.0 )円/枚、A3は、シングルカウント	
消費税	外 税	ミスコピー控除	有( 1% ) / 無	
トナー	レンタル料金に含む		用 紙	レンタル料金に含まない
機種名	シャープ MX-3661	製造No.	95033366	
設置場所	〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館11階			
レンタル期間	2025年10月07日 から2030年10月06日 までの ( 60 )ヶ月			
白黒 開始カウンター	45,246	カラー 開始カウンター	24,881	
支払条件	( 末 )日締め、( )日後/翌月( 27 )日、( <u>口座振替</u> )振込み )			
PC接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合機とパソコンの接続設定については、パソコン1台毎に下記の料金を別途請求するものとします。 【プリンタ接続設定料金：1,500円/台】【スキャナ接続設定料金：3,000円/台】 【その他設定料金：乙が定める料金】</li> <li>・パソコンの接続設定において、自作のパソコン、メーカーサポートの終了したOSを搭載したパソコン、海外製のOSを搭載したパソコン等(以下、特殊PCという)への接続は行っておりません。</li> <li>・特殊PCの接続によって特殊PC又は接続された複合機に問題が発生した場合、乙はその責を負わないものとします。</li> </ul>			
特約事項				

第10条 (レンタル料金の計算)

- 1) レンタル料金の計算は複合機1台毎に行い、複合機使用開始時のカウンター数値より起算され、カラー及び白黒の各基本料金と付加料金の合算により算出されるものとします。
- 2) 乙は原則として1ヶ月に1回カウンター数値を電話又は自動検針又は訪問にて確認し、確認された数値に基づき、レンタル料金の計算を行います。なお、第1回目の確認日は甲乙協議の上定めるものとし、以後は、1ヶ月毎の( a.10日、b.15日、c.20日、d.末日 )の前後5日間とします。

第11条 (レンタル料金の支払い)

- 1) 甲は、乙に対し第9条に示す支払条件で、レンタル料金を支払うものとします。
- 2) 本契約が理由の如何を問わず終了した場合には、甲は乙が行うカウンター数値の最終確認に異議無く協力し、前項に従い最終のレンタル料金を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で最終確認が成し得なかった場合には、甲は乙の定める方法により計算されたレンタル料金を直ちに支払うものとします。

第12条 (複合機の適正使用)

甲は「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されている、紙幣や有価証券等の複写をしてはならないものとします。又、甲はこれを徹底するため取扱責任者において、複合機の使用について充分な管理を行うものとします。

第13条 (適用除外)

下記の事由による複合機の修理・点検及び調整についてはメンテナンスの適用除外となり、別途費用を請求するものとし、又、複合機の破損・滅失等が甚だしいと乙が判断した場合はメンテナンスの提供を中止できるものとします。ただし、本項第③号の場合は、規定損害金請求の対象からは除くものとします。

- ① 甲における取扱い上、甚だしい不注意もしくは誤用又は不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲の責に帰すべき事由による故障。

- ② 乙又は乙の認定する者以外による改造・修理・分解及び加工。
- ③ 火災又は天災その他不可抗力による災害。
- ④ 乙が指定する部品又は消耗品以外の使用。
- ⑤ 第4条に基づく設置場所の変更で、乙以外の者が移動させたことによる故障。

#### 第14条 (別途料金)

下記の事由による複合機の修理・点検及び調整については、別途費用を請求するものとします。

- ① 第9条規定の設置場所が、乙が規定により遠隔地と指定している場所の一つに該当する場合、乙は乙所定の出張費を甲に請求することができるものとします。
- ② 第2条第3項に拘わらず、甲の事情で乙の営業時間外にメンテナンスを要請し、乙が了承し実施した場合、乙は乙所定の料金を別途甲に請求できるものとします。

#### 第15条 (解約)

甲が次の各号の一に該当したときは、乙は何等の通知催告を行うことなく本契約を解約することができるものとし、本契約が解約されたときは、甲は期限の利益を失い乙に対する全債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

- ① 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は整理、民事再生の手続、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申し立てられ、又は整理、民事再生の手続、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申し立てたとき。
- ② 自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手に対し、不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- ③ 第13条により、乙がメンテナンスの提供を中止したとき。
- ④ 乙以外の者が、乙の承認を得ることなく第9条に示す設置場所以外に複合機を移動させたとき。
- ⑤ 複合機の廃棄、引上げ等により、乙がメンテナンス不能と判断したとき。
- ⑥ この契約の各項目に違反したとき。
- ⑦ その他の資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると乙が認める事由があるとき。

#### 第16条 (中途解約)

甲は、この契約の途中において、文書による通知をすることによって契約を解約することができるものとし、文書が乙に到着した日から起算して14日を経過したときに契約は終了するものとします。

#### 第17条 (機密保持)

- 1) 乙はメンテナンスを行うに当たって知り得た甲に関する機密情報を第三者に漏洩してはならないものとします。
- 2) 乙は機密情報をメンテナンス遂行以外の用途に使用してはならないものとします。
- 3) 1)及び2)の項目は本契約が終了または失効した後も存続するものとします。

#### 第18条 (免責)

天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故、複合機の故障、その他不可抗力により本契約の一部もしくは全部につき履行遅滞又は履行不能が生じて甲が損害を被った場合、乙はその責を負わないものとします。

#### 第19条 (反社会的勢力の排除)

- 1) 甲及び乙は、それぞれ互いに、次に定める事項を表明し保証するものとします。
  - ① 自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下反社会的勢力という)でないこと。
  - ② 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
  - ③ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。
  - ④ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
  - ⑤ 自己及び自己の役員が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また相手方の業務を妨害しないこと。
- 2) 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告、その他の手続きを要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。  
この場合、相手方に損害が生じても解約をした者(以下、解約者という)はこれを何ら賠償ないし補償することは要しない。また、かかる損害により解約者に損害が生じたときは、相手方は解約者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとします。

#### 第20条 (有効期間)

本契約の契約期間は、第9条に示すレンタル期間とします。なお、第15条、第16条、第19条により解約された場合、本契約は終了するものとします。

第21条（規定損害金）

甲は、本契約が第15条、第16条、第19条により解約となった場合は、規定損害金として第20条の有効期間より、経過済月数を控除した残月数に月額基本料金を乗じた金額を、乙に現金にて速やかに支払うものとします。

第22条（複合機の返却）

- 1) 甲は、本契約終了の場合、直ちに複合機を乙が指定する場所に甲の費用を持って返却するものとします。但し、甲の申し出により乙が返却を代行した場合、甲は乙に対しその費用として( )円支払うものとします。
- 2) 契約終了後15日経過しても、甲が本契約の複合機を乙へ返却できないときは、いかなる理由にかかわらず、甲は乙に対し機械弁済費として、( )円を速やかに支払うものとします。

第23条（権利譲渡等の禁止）

甲及び乙は、この契約の有効期間は、この契約により生じた一切の権利を相手方の文書による事前の承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

第24条（物価変動等の対応）

物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の変化により本契約の料金が不相応となった場合、乙は第9条に示すレンタル料金を変更できるものとします。

第25条（信義誠実の原則）

本契約に定め無き事項及び、本契約の解釈に付き疑義が生じた時は、その都度両者協議の上、友好的に解決するものとします。

第26条（管轄裁判所）

甲と乙は本契約について法律上の紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第27条（印紙税）

本契約に要する印紙税は、甲乙各々その保有する分につき、これを負担するものとします。

2025年10月07日

甲 住 所 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館11階  
会 社 名 大阪維新の会堺市議会議員団 印  
代表者名 団長 的場 慎一

乙 住 所 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1  
会 社 名 イノテックスビジネスソリューションズ 株式会社 印  
代表者名 代表取締役 榎本 一郎

契約番号 後日お送りにて、

申込日 2021年3月29日  
 〒590-0078 大阪府堺区南瓦町3-1  
 代表電話

お申込み者・借入者(個人)

会社名: 大阪維新の会堺市議会議員団  
 代表者名: 的場慎一  
 代表者肩書: 団長

※個人事業主さま追加記入欄(代表者のご記入欄)に入ってください。

生年月日: [REDACTED]  
 性別: 男・女  
 住居: 自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション 借家 アパート

お名前(本人自署): 的場慎一  
 生年月日: [REDACTED]  
 性別: 男・女  
 住居: [REDACTED]  
 勤務先名: 大阪府堺市議会  
 勤務先住所: 大阪府堺市堺区南瓦町3-1  
 自宅住所: [REDACTED]

金融機関名: 三菱UFJ  
 預金種目: 1.普通 2.当座  
 口座番号: [REDACTED]

印鑑: 的場 慎一  
 代表者名: 的場 慎一  
 代表者肩書: 団長

特約事項

リース物件名: UTM シャープ Fortigate 50E  
 メーカー名: シャープ  
 型式/機械番号: Fortigate 50E  
 台数: 1  
 設置場所: 会社住所と同じ

リース物件名: [REDACTED]  
 メーカー名: [REDACTED]  
 型式/機械番号: [REDACTED]  
 台数: [REDACTED]  
 設置場所: 会社住所と同じ

リース物件名: [REDACTED]  
 メーカー名: [REDACTED]  
 型式/機械番号: [REDACTED]  
 台数: [REDACTED]  
 設置場所: 会社住所と同じ

リース物件名: [REDACTED]  
 メーカー名: [REDACTED]  
 型式/機械番号: [REDACTED]  
 台数: [REDACTED]  
 設置場所: 会社住所と同じ

※5物件以上の場合、別紙「物件明細書」をご使用ください。

別紙「物件明細書」 ( ) 枚

原則としてリース期間中は動産総合保険が付保されています。偶発的な事故により物件に生じた損害を補する保険です。ただし、ソフトウェアやサービス、解約金などには、動産総合保険は付保されませんので、おのご負担となる場合がございます。保険の対象となる主な損害: 火災・落雷・破裂・爆発・盗難・破損・風水災等による損害、電氣的、機械的事故等

※本画面に記載の「NBL」は、日立キャピタルNBL株式会社を指します。

リース開始日: [REDACTED] 後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。

前払り手数料: [REDACTED]

再リース料(年額): (月額リース料×12)×1/10に消費税等を加算した合計額相当

お支払日: 2021年 月 日 最終支払日よりさかのぼって充当

前払リース料(消費税等含む): [REDACTED]

リース期間: 60ヶ月  
 ①リース期間 60ヶ月  
 ②月額リース料(消費税等含まず) ¥8800  
 ③月額リース料(②月額リース料に消費税等乗じた金額(円未満は切り上げ)) ¥9284

お支払方法については、事務手続き等の都合により引き落とし月変更になる場合があります。後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。「リース契約のご確認書」は、会社所在地で送付させていただきます。

口座振替日を必ずお選びください。

納品・換収予定日 月 日

担当者: [REDACTED]

問合せ窓口: 日立キャピタルNBL

①北海道・東北地域 050-3818-9497  
 ②関東・中部地域 050-3816-2188  
 ③近畿・中国・四国地域 06-6530-7111  
 ④九州・沖縄地域 050-3818-9459

販売店住所: 〒590-0044 大阪府大阪市北区東天満2-7-1  
 株式会社 シー・アイ・エス  
 TEL ( ) 内 法人営業部  
 FAX TEL (06-4800-689)

大阪府堺市堺区  
南瓦町3-1

お問合せ先  
担当支店 西日本営業第一部 営業二課  
電話 06-6530-7111  
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

大阪維新の会 堺市議会議員団 御中



105-0003  
東京都港区西新橋1丁目3-1  
西新橋スクエア9階

日立キャピタルNBL株式会社

431111 04141 0003048#  
0001/0003 0006489

非啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### リース契約のご確認書

【ご契約内容】		リース期間	60ヶ月		
リース		リース期間開始日	2021/04/12	リース期間満了日	2026/04/11
販売店名	株式会社 ジービーエス 大阪法人営業部	リース料	8,800円	リース料	528,000円
代表物件名	UTM	消費税等	880円	消費税等	52,800円
	※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。	お支払額	9,680円	お支払額	580,800円
		お支払日	27日	お支払方法	口座振替

【お支払引落口座】		預金種目	普通	口座番号	
金融機関名	三菱UFJ銀行堺東支店				
口座名義人	オオサカインノカイサカイシギカイギンダン カイケイ ミヤケ タツヤ				

数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
	2021/05	9,680	8,800	880	571,120	31	2023/10	9,680	8,800	880	280,720
	2021/05	9,680	8,800	880	561,440	32	2023/11	9,680	8,800	880	271,040
	2021/06	9,680	8,800	880	551,760	33	2023/12	9,680	8,800	880	261,360
	2021/07	9,680	8,800	880	542,080	34	2024/01	9,680	8,800	880	251,680
	2021/08	9,680	8,800	880	532,400	35	2024/02	9,680	8,800	880	242,000
	2021/09	9,680	8,800	880	522,720	36	2024/03	9,680	8,800	880	232,320
	2021/10	9,680	8,800	880	513,040	37	2024/04	9,680	8,800	880	222,640
	2021/11	9,680	8,800	880	503,360	38	2024/05	9,680	8,800	880	212,960
	2021/12	9,680	8,800	880	493,680	39	2024/06	9,680	8,800	880	203,280
	2022/01	9,680	8,800	880	484,000	40	2024/07	9,680	8,800	880	193,600
	2022/02	9,680	8,800	880	474,320	41	2024/08	9,680	8,800	880	183,920
	2022/03	9,680	8,800	880	464,640	42	2024/09	9,680	8,800	880	174,240
	2022/04	9,680	8,800	880	454,960	43	2024/10	9,680	8,800	880	164,560
	2022/05	9,680	8,800	880	445,280	44	2024/11	9,680	8,800	880	154,880
	2022/06	9,680	8,800	880	435,600	45	2024/12	9,680	8,800	880	145,200
	2022/07	9,680	8,800	880	425,920	46	2025/01	9,680	8,800	880	135,520
	2022/08	9,680	8,800	880	416,240	47	2025/02	9,680	8,800	880	125,840
	2022/09	9,680	8,800	880	406,560	48	2025/03	9,680	8,800	880	116,160
	2022/10	9,680	8,800	880	396,880	49	2025/04	9,680	8,800	880	106,480
	2022/11	9,680	8,800	880	387,200	50	2025/05	9,680	8,800	880	96,800
	2022/12	9,680	8,800	880	377,520	51	2025/06	9,680	8,800	880	87,120
	2023/01	9,680	8,800	880	367,840	52	2025/07	9,680	8,800	880	77,440
	2023/02	9,680	8,800	880	358,160	53	2025/08	9,680	8,800	880	67,760
	2023/03	9,680	8,800	880	348,480	54	2025/09	9,680	8,800	880	58,080
	2023/04	9,680	8,800	880	338,800	55	2025/10	9,680	8,800	880	48,400
	2023/05	9,680	8,800	880	329,120	56	2025/11	9,680	8,800	880	38,720
	2023/06	9,680	8,800	880	319,440	57	2025/12	9,680	8,800	880	29,040
	2023/07	9,680	8,800	880	309,760	58	2026/01	9,680	8,800	880	19,360
	2023/08	9,680	8,800	880	300,080	59	2026/02	9,680	8,800	880	9,680
	2023/09	9,680	8,800	880	290,400	60	2026/03	9,680	8,800	880	0

【特記事項】  
お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、お支払の代金を当該した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきます。

# リース契約のご確認書

(リース物件のご明細)

契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。  
書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

全 1件

物件名	UTM	数量	1
メーカー名	シャープ	型式	PortiGate50E
物件設置場所	大阪府堺市堺区南瓦町3-1		
物件名		数量	
メーカー名		型式	
物件設置場所			
物件名		数量	
メーカー名		型式	
物件設置場所			
物件名		数量	
メーカー名		型式	
物件設置場所			
物件名		数量	
メーカー名		型式	
物件設置場所			
物件名		数量	
メーカー名		型式	
物件設置場所			
物件名		数量	
メーカー名		型式	
物件設置場所			
物件名		数量	
メーカー名		型式	
物件設置場所			
物件名		数量	
メーカー名		型式	
物件設置場所			

## 中古カラー複合機レンタル契約書

貴名 大阪維新の会堺市議会議員団（以下、甲という）と 株式会社ジービーエス（以下、乙という）とは、複合機の設置等の取引について、以下の通り契約を締結いたします。

### 第1条 （契約の目的）

乙は、複合機及び感光ドラム・デベロッパー等の付帯諸条件設備（以下複合機という）を第4条に示す設置場所に設置し、これを甲の使用に供すると共に、複合機についてメンテナンスを提供することを約し、甲はその対価として乙に対しレンタル料金を支払うものとし、並びに甲は乙に設置費用の負担及び契約保証金を預けることを約します。

### 第2条 （メンテナンス）

1) 本契約に基づき、乙が甲に対して提供するメンテナンスの内容は以下の通りとします。

- ① 対象の複合機を良好な状態に維持するため、乙の又は乙が委託した会社のサービス技術者を派遣し、所定の点検・調整又は故障修理を行うと共に、感光ドラム、デベロッパーの消耗品及びその他部品の交換、並びにトナーの供給を行います。
- ② 複合機の設置時及びメンテナンスの都度、乙が必要と認めた場合には、乙は甲の複合機取扱責任者に対し、複合機の取扱いについての指導を行います。

2) 前項第①号の点検・調整又は修理時に複合機の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属するものとします。

3) 乙が行うメンテナンスは原則として、平日9時から18時までの乙の営業時間内に限られます。

### 第3条 （メンテナンスの対象）

乙は複合機及び、本契約締結後に甲乙合意の上同設置場所に一時的に設置する複合機の代替機に限りメンテナンスを行うものとします。

### 第4条 （設置場所並びに複合機の移動・撤去）

1) 複合機の設置場所は、第9条に示す通りとします。

2) 甲は、設置に対してその費用として、乙に( )円支払うものとします。

3) 甲は、複合機を第9条に示す設置場所以外に移動又は撤去を希望する場合には、事前に乙に通知し承認を得るものとし、乙の承認なくして移動又は撤去を行ってはならないものとします。

4) 前項に示す設置場所からの複合機の移動・撤去並びに本契約終了時の複合機の撤去は、甲が甲の負担でおこなうものとします。

5) 前項に拘わらず、甲の希望により乙が複合機の移動・撤去を行った場合は、乙はその費用を甲に請求できるものとし、甲は乙にこれを支払うものとします。

### 第5条 （契約保証金）

1) 本契約に基づく契約保証金として、甲は乙に対して複合機の設置完了時に( )円を預けるものとします。

2) 契約保証金の預け期間は本契約の有効期間までとし、満了の際に乙は速やかに甲に返却するものとします。

3) 契約保証金には金利等は付かないものとします。

4) 本契約が第15条、第16条、第19条により解約された場合、甲は、契約保証金が第21条の規定損害金に振り替えられることに同意します。

### 第6条 （用紙及び用紙の使用対象）

甲は複合機の使用にあたり、原則として乙の定める規格に適合した用紙を使用するものとします。但し、甲がその選択により、乙の定める規格に適合した用紙以外の用紙を希望する場合、甲は事前に乙に相談するものとします。

### 第7条 （トナー）

甲は、複合機の使用にあたり、乙が供給する純正トナーのみを使用することとします。

### 第8条 （感光ドラム、デベロッパー、未使用のトナー等の消耗品並びに交換部品の取扱い）

1) 感光ドラム、デベロッパー及び未使用のトナーの所有権は乙に帰属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用法に従い使用するものとします。又、表記複合機以外の複合機等に転用してはならないものとします。

2) 甲が前項に反して感光ドラム、デベロッパー及び未使用のトナーを損傷、転用、紛失等した場合は、甲は乙が被った損害を弁償するものとします。

3) 甲は、本契約終了の場合、直ちに感光ドラム、デベロッパー及び未使用のトナーを乙が指定する場所に甲の費用を持って返却するものとします。

第9条 (レンタル料金)

レンタル料金は甲における作成コピーの枚数に従って算出されるものとし、以下の料金体系とします。

レンタル料金	基本料金		( - ) 円で、白黒( - )枚、カラー( - )枚カウントを含む	
	付加料金	白黒	( - )枚～( - )枚カウント部分 ( - )円/枚 ( 1 )枚カウントを越える部分 ( 0.8 )円/枚、A3は、シングルカウント	
		カラー	( - )枚～( - )枚カウント部分 ( - )円/枚 ( 1 )枚カウントを越える部分 ( 8.0 )円/枚、A3は、シングルカウント	
消費税	外 税		ミスコピー控除	有 ( 1 % ) / 無
トナー	レンタル料金に含む		用 紙	レンタル料金に含まない
機種名	シャープ MX-3650FN		製造No.	65046436
設置場所	〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館11階			
レンタル期間	2020年11月06日 から 2025年11月05日 までの ( 60 )ヶ月			
白黒 開始カウンター	78, 209		カラー 開始カウンター	1, 106
支払条件	( 末 )日締め、( )日後/翌月( 27 )日、( 口座振替 ) / 振込み )			
PC接続	<p>・複合機とパソコンの接続設定については、パソコン1台毎に下記の料金を別途請求するものとします。 【プリンタ接続設定料金: 1, 500円/台】【スキャナ接続設定料金: 3, 000円/台】 【その他設定料金: 乙が定める料金】</p> <p>・パソコンの接続設定において、自作のパソコン、メーカーサポートの終了したOSを搭載したパソコン、海外製のOSを搭載したパソコン等(以下、特殊PCという)への接続は行っておりません。</p> <p>・特殊PCの接続によって特殊PC又は接続された複合機に問題が発生した場合、乙はその責を負わないものとします。</p>			
特約事項				

第10条 (レンタル料金の計算)

1) レンタル料金の計算は複合機1台毎に行い、複合機使用開始時のカウンター数値より起算され、カラー及び白黒の各基本料金と付加料金の合算により算出されるものとします。

2) 乙は原則として1ヶ月に1回カウンター数値を電話又は自動検針又は訪問にて確認し、確認された数値に基づき、レンタル料金の計算を行います。なお、第1回目の確認日は甲乙協議の上定めるものとし、以後は、1ヶ月毎の( a.10日、b.15日、c.20日、d.末日 )の前後5日間とします。

第11条 (レンタル料金の支払い)

1) 甲は、乙に対し第9条に示す支払条件で、レンタル料金を支払うものとします。

2) 本契約が理由の如何を問わず終了した場合には、甲は乙が行うカウンター数値の最終確認に異議無く協力し、前項に従い最終のレンタル料金を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で最終確認が成し得なかった場合には、甲は乙の定める方法により計算されたレンタル料金を直ちに支払うものとします。

第12条 (複合機の適正使用)

甲は「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されている、紙幣や有価証券等の複写をしてはならないものとします。

又、甲はこれを徹底するため取扱責任者において、複合機の使用について十分な管理を行うものとします。

第13条 (適用除外)

下記の事由による複合機の修理・点検及び調整についてはメンテナンスの適用除外となり、別途費用を請求するものとし、又、複合機の破損・滅失等が甚だしいと乙が判断した場合はメンテナンスの提供を中止できるものとします。ただし、本項第③号の場合は、規定損害金請求の対象からは除くものとします。

① 甲における取扱い上、甚だしい不注意もしくは誤用又は不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲の責に帰すべき事由による故障。

② 乙又は乙の認定する者以外による改造・修理・分解及び加工。

- ③ 火災又は天災その他不可抗力による災害。
- ④ 乙が指定する部品又は消耗品以外の使用。
- ⑤ 第4条に基づく設置場所の変更で、乙以外の者が移動させたことによる故障。

#### 第14条 (別途料金)

下記の事由による複合機の修理・点検及び調整については、別途費用を請求するものとします。

- ① 第9条規定の設置場所が、乙が規定により遠隔地と指定している場所の一つに該当する場合、乙は乙所定の出張費を甲に請求することができるものとします。
- ② 第2条第3項に拘わらず、甲の事情で乙の営業時間外にメンテナンスを要請し、乙が了承し実施した場合、乙は乙所定の料金を別途甲に請求できるものとします。

#### 第15条 (解約)

甲が次の各号の一に該当したときは、乙は何等の通知催告を行うことなく本契約を解約することができるものとし、本契約が解約されたときは、甲は期限の利益を失い乙に対する全債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

- ① 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は整理、民事再生の手続、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申し立てられ、又は整理、民事再生の手続、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申し立てたとき。
- ② 自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手に対し、不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- ③ 第13条により、乙がメンテナンスの提供を中止したとき。
- ④ 乙以外の者が、乙の承認を得ることなく第9条に示す設置場所以外に複合機を移動させたとき。
- ⑤ 複合機の廃棄、引上げ等により、乙がメンテナンス不能と判断したとき。
- ⑥ この契約の各項目に違反したとき。
- ⑦ その他の資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれが有ると乙が認める事由があるとき。

#### 第16条 (中途解約)

甲は、この契約の途中において、文書による通知をすることによって契約を解約することができるものとし、文書が乙に到着した日から起算して14日を経過したときに契約は終了するものとします。

#### 第17条 (機密保持)

- 1) 乙はメンテナンスを行うに当たって知り得た甲に関する機密情報を第三者に漏洩してはならないものとします。
- 2) 乙は機密情報をメンテナンス遂行以外の用途に使用してはならないものとします。
- 3) 1)及び2)の項目は本契約が終了または失効した後も存続するものとします。

#### 第18条 (免責)

天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故、複合機の故障、その他不可抗力により本契約の一部もしくは全部につき履行遅滞又は履行不能が生じて甲が損害を被った場合、乙はその責を負わないものとします。

#### 第19条 (反社会的勢力の排除)

- 1) 甲及び乙は、それぞれ互いに、次に定める事項を表明し保証するものとします。
  - ① 自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下反社会的勢力という)でないこと。
  - ② 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
  - ③ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。
  - ④ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
  - ⑤ 自己及び自己の役員が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また相手方の業務を妨害しないこと。
- 2) 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告、その他の手続きを要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。  
この場合、相手方に損害が生じても解約をした者(以下、解約者という)はこれを何ら賠償ないし補償することは要しない。また、かかる損害により解約者に損害が生じたときは、相手方は解約者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとします。

#### 第20条 (有効期間)

本契約の契約期間は、第9条に示すレンタル期間とします。なお、第15条、第16条、第19条により解約された場合、本契約は終了するものとします。

第21条 (規定損害金)

甲は、本契約が第15条、第16条、第19条により解約となった場合は、規定損害金として第20条の有効期間より、経過済月数を控除した残月数に月額基本料金を乗じた金額を、乙に現金にて速やかに支払うものとします。

第22条 (複合機の返却)

- 1) 甲は、本契約終了の場合、直ちに複合機を乙が指定する場所に甲の費用を持って返却するものとします。但し、甲の申し出により乙が返却を代行した場合、甲は乙に対しその費用として( )円支払うものとします。
- 2) 契約終了後15日経過しても、甲が本契約の複合機を乙へ返却できないときは、いかなる理由にかかわらず、甲は乙に対し機械弁済費として、( )円を速やかに支払うものとします。

第23条 (権利譲渡等の禁止)

甲及び乙は、この契約の有効期間は、この契約により生じた一切の権利を相手方の文書による事前の承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

第24条 (物価変動等の対応)

物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の変化により本契約の料金が不相応となった場合、乙は第9条に示すレンタル料金を変更できるものとします。

第25条 (信義誠実の原則)

本契約に定め無き事項及び、本契約の解釈に付き疑義が生じた時は、その都度両者協議の上、友好的に解決するものとします。


第26条 (管轄裁判所)

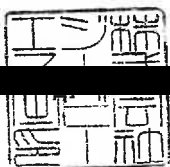
甲と乙は本契約について法律上の紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第27条 (印紙税)

本契約に要する印紙税は、甲乙各々その保有する分につき、これを負担するものとします。

2020年11月06日

甲 住 所 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 団長   
氏 名 大阪維新の会堺市議会議員団 的場慎一

乙 住 所 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-15   
株式会社 ジービーエス  
氏 名 代表取締役 原野 登

この契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有します。

590-0078

大阪府堺市堺区  
南瓦町3-1

作成日: 2025/10/27  
ページ: 1/2

お問合せ先  
担当支店 関西営業部 営業一課  
電話 06-6530-7111  
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

大阪維新の会 堺市議会議員団 御中



105-0003  
東京都港区西新橋1丁目3-1  
西新橋スクエア9階

三菱HCビジネスリース株式会社  
登録番号 T4010001062159



431111 10281 0001404#  
0001/0003 0002931

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。  
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので  
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### リース契約のご確認書 (お支払明細書)

【ご契約内容】	
契約番号	リース期間 60ヶ月
契約	リース リース期間開始日 2025/10/21 リース期間満了日 2030/10/20
販売店名	イノテックビジネスソリューションズ 株式会社 社 西日本ソリューション営業部
	支払金総額 (税抜) 672,000円 10% 対象 672,000円 消費税等 67,200円
代表物件名	複合機 お支払金総額(税込) 739,200円
	※リース物件のご詳細につきましては、別紙をご参照ください。 お支払日 27日 お支払方法 口座振替

【お支払引落口座】					
金融機関名	三菱UFJ銀行堺東支店	預金種目	普通	口座番号	
口座名義人	オオサカイシンノカイサカイシギカイギンダン カイケイ ミヤケ タツヤ				

【お支払内容】													(単位:円)
回数	お支払年月	お支払金	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払金	内訳		お支払後残高		
			リース料	消費税等					リース料	消費税等			
1	2025/11	12,320	11,200	1,120	726,880	31	2028/05	12,320	11,200	1,120	357,280		
2	2025/12	12,320	11,200	1,120	714,560	32	2028/06	12,320	11,200	1,120	344,960		
3	2026/01	12,320	11,200	1,120	702,240	33	2028/07	12,320	11,200	1,120	332,640		
4	2026/02	12,320	11,200	1,120	689,920	34	2028/08	12,320	11,200	1,120	320,320		
5	2026/03	12,320	11,200	1,120	677,600	35	2028/09	12,320	11,200	1,120	308,000		
6	2026/04	12,320	11,200	1,120	665,280	36	2028/10	12,320	11,200	1,120	295,680		
7	2026/05	12,320	11,200	1,120	652,960	37	2028/11	12,320	11,200	1,120	283,360		
8	2026/06	12,320	11,200	1,120	640,640	38	2028/12	12,320	11,200	1,120	271,040		
9	2026/07	12,320	11,200	1,120	628,320	39	2029/01	12,320	11,200	1,120	258,720		
10	2026/08	12,320	11,200	1,120	616,000	40	2029/02	12,320	11,200	1,120	246,400		
11	2026/09	12,320	11,200	1,120	603,680	41	2029/03	12,320	11,200	1,120	234,080		
12	2026/10	12,320	11,200	1,120	591,360	42	2029/04	12,320	11,200	1,120	221,760		
13	2026/11	12,320	11,200	1,120	579,040	43	2029/05	12,320	11,200	1,120	209,440		
14	2026/12	12,320	11,200	1,120	566,720	44	2029/06	12,320	11,200	1,120	197,120		
15	2027/01	12,320	11,200	1,120	554,400	45	2029/07	12,320	11,200	1,120	184,800		
16	2027/02	12,320	11,200	1,120	542,080	46	2029/08	12,320	11,200	1,120	172,480		
17	2027/03	12,320	11,200	1,120	529,760	47	2029/09	12,320	11,200	1,120	160,160		
18	2027/04	12,320	11,200	1,120	517,440	48	2029/10	12,320	11,200	1,120	147,840		
19	2027/05	12,320	11,200	1,120	505,120	49	2029/11	12,320	11,200	1,120	135,520		
20	2027/06	12,320	11,200	1,120	492,800	50	2029/12	12,320	11,200	1,120	123,200		
21	2027/07	12,320	11,200	1,120	480,480	51	2030/01	12,320	11,200	1,120	110,880		
22	2027/08	12,320	11,200	1,120	468,160	52	2030/02	12,320	11,200	1,120	98,560		
23	2027/09	12,320	11,200	1,120	455,840	53	2030/03	12,320	11,200	1,120	86,240		
24	2027/10	12,320	11,200	1,120	443,520	54	2030/04	12,320	11,200	1,120	73,920		
25	2027/11	12,320	11,200	1,120	431,200	55	2030/05	12,320	11,200	1,120	61,600		
26	2027/12	12,320	11,200	1,120	418,880	56	2030/06	12,320	11,200	1,120	49,280		
27	2028/01	12,320	11,200	1,120	406,560	57	2030/07	12,320	11,200	1,120	36,960		
28	2028/02	12,320	11,200	1,120	394,240	58	2030/08	12,320	11,200	1,120	24,640		
29	2028/03	12,320	11,200	1,120	381,920	59	2030/09	12,320	11,200	1,120	12,320		
30	2028/04	12,320	11,200	1,120	369,600	60	2030/10	12,320	11,200	1,120	0		

【ご連絡事項】  
・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、  
当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

## リース契約のご確認書（お支払明細書）

(リース物件のご明細)

作成日：2025/10/27  
ページ：2/2

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。  
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 1件

物件 1	物件名	複合機	数量	1
	メーカー名	シャープ	型式	B P 6 0 C 3 6
	物件設置場所	大阪府堺市堺区南瓦町3-1		
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			



## デジタルフルカラー複合機メンテナンス契約書

貴名 大阪維新の会堺市議会議員団（以下、甲という）と イノテックスビジネスソリューションズ株式会社（以下、乙という）とは、デジタルフルカラー複合機（以下、複合機という）のメンテナンスに関して次の通り契約を締結いたします。

### 第1条 （契約の目的）

本契約は、乙が甲に対し本契約所定の条項に従いメンテナンスを提供し、甲はこれに対しメンテナンス料金を支払うことを目的とします。

### 第2条 （メンテナンス）

- 1) 本契約に基づき、乙が甲に対して提供するメンテナンスの内容は以下の通りとします。
  - ① 対象の複合機を良好な状態に維持するため、乙の又は乙が委託した会社のサービス技術者を派遣し、所定の点検・調整又は故障修理を行うと共に、感光ドラム、デベロッパの消耗品及びその他部品の交換、並びにトナーの供給を行います。
  - ② 複合機の設置時及びメンテナンスの都度、乙が必要と認めた場合には、乙は甲の複合機取扱責任者に対し、複合機の取扱いについての指導を行います。
- 2) 前項第①号の点検・調整又は修理時に複合機の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属するものとします。
- 3) 乙が行うメンテナンスは原則として、平日9時から18時までの乙の営業時間内に限られます。

### 第3条 （メンテナンスの対象）

乙は複合機及び、本契約締結後に甲乙合意の上同設置場所に一時的に設置する複合機の代替機に限りメンテナンスを行うものとします。

### 第4条 （設置場所並びに複合機の移動・撤去）

- 1) 複合機の設置場所は、第8条に示す通りとします。
- 2) 甲は、複合機を第8条に示す設置場所以外に移動又は撤去を希望する場合には、事前に乙に通知し承認を得るものとし、乙の承認なくして移動又は撤去を行ってはならないものとします。
- 3) 前項に示す複合機の移動・撤去並びに本契約終了時の複合機の撤去は、甲が甲の負担でおこなうものとします。
- 4) 前項に拘わらず、甲の希望により乙が複合機の移動・撤去を行った場合は、乙はその費用を甲に請求できるものとし、甲は乙にこれを支払うものとします。
- 5) 乙所定の、第8条のメンテナンス料金の変更が必要となる地域に複合機を移動する場合、本契約は再度締結し直すものとします。

### 第5条 （用紙及び用紙の使用対象）

甲は複合機の使用にあたり、原則として乙の定める規格に適合した用紙を使用するものとします。但し、甲がその選択により、乙の定める規格に適合した用紙以外の用紙を希望する場合、甲は事前に乙に相談するものとします。

### 第6条 （トナー）

甲は、複合機の使用にあたり、乙が供給する純正トナーのみを使用することとします。

### 第7条 （未使用のトナーの取り扱い）

- 1) 未使用のトナーの所有権は乙に帰属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用法に従い使用するものとします。又、表記デジタルフルカラー複合機以外の複合機等に転用してはならないものとします。
- 2) 甲が前項に反して未使用のトナーを損傷、転用、紛失等した場合は、甲は乙が被った損害を弁償するものとします。
- 3) 本契約が解約された場合又は、甲が複合機の処分（廃棄、下取り、売却等）を希望する場合は事前に文書にてその旨を乙に通告すると共に、甲は乙に対して甲の負担をもって直ちに未使用のトナーを返却するものとします。

第8条 (メンテナンス料金)

メンテナンス料金は甲における作成コピーの枚数に従って算出されるものとし、以下の料金体系とします。

尚、基本料金の契約が無い場合の1ヶ月間の最低メンテナンス料金は、1,500円とします。

メンテナンス 料金	基本料金		( ) 円で、白黒( ) 枚、カラー( ) 枚カウントを含む。
	付加 料金	白黒	( ) 枚～( ) 枚カウント部分 ( ) 円/枚 ( ) 枚～( ) 枚カウント部分 ( ) 円/枚 ( 1 ) 枚カウントを越える部分 ( 0.7 ) 円/枚、A3は、シングルカウント
		カラー	( ) 枚～( ) 枚カウント部分 ( ) 円/枚 ( ) 枚～( ) 枚カウント部分 ( ) 円/枚 ( 1 ) 枚カウントを越える部分 ( 6.0 ) 円/枚、A3は、シングルカウント
消費税	外 税		ミスコピー控除 (有) ( 1% ) / 無
トナー	メンテナンス料金に含む		用 紙 メンテナンス料金に含まない
機種名	シャープ BP-60C36		製造No. 55037625
設置場所	〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館11階		
白黒 開始カウンター	実枚数		カラー 開始カウンター 実枚数
支払条件	( 末 ) 日締め、( ) 日後/翌月( 27 ) 日、(口座振替 / 振込み)		
PC接続	<p>・複合機とパソコンの接続設定については、パソコン1台毎に下記の料金を別途請求するものとします。 【プリンタ接続設定料金: 1,500円/台】【スキャナ接続設定料金: 3,000円/台】 【その他設定料金: 乙が定める料金】</p> <p>・パソコンの接続設定において、自作のパソコン、メーカーサポートの終了したOSを搭載したパソコン、海外製のOSを搭載したパソコン等(以下、特殊PCという)への接続は行っておりません。</p> <p>・特殊PCの接続によって特殊PC又は接続された複合機に問題が発生した場合、乙はその責を負わないものとします。</p>		
特約事項			

第9条 (メンテナンス料金の計算)

- 1) メンテナンス料金の計算は複合機1台毎に行い、複合機使用開始時のカウンター数値より起算され、カラー及び白黒の各基本料金と付加料金の合算により算出されるものとします。
- 2) 乙は原則として1ヶ月に1回カウンター数値を電話又は自動検針又は訪問にて確認し、確認された数値に基づき、メンテナンス料金の計算を行います。なお、第1回目の確認日は甲乙協議の上定めるものとし、以後は、1ヶ月毎の( a.10日、b.15日、c.20日、d.末日 ) の前後5日間とします。

第10条 (メンテナンス料金の支払い)

- 1) 甲は、乙に対し第8条に示す支払条件で、メンテナンス料金を支払うものとします。
- 2) 本契約が理由の如何を問わず終了した場合には、甲は乙が行うカウンター数値の最終確認に異議無く協力し、前項に従い最終のメンテナンス料金を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で最終確認が成し得なかった場合には、甲は乙の定める方法により計算されたメンテナンス料金を直ちに支払うものとします。

第11条 (複合機の適正使用)

甲は「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されている、紙幣や有価証券等の複写をしてはならないものとします。又、甲はこれを徹底するため取扱責任者において、複合機の使用について充分な管理を行うものとします。

第12条 (適用除外)

下記の事由による複合機の修理・点検及び調整についてはメンテナンスの適用除外となり、別途費用を請求するものとし、又、複合機の破損・滅失等が甚だしいと乙が判断した場合はメンテナンスの提供を中止できるものとします。

- ① 甲における取扱い上、甚だしい不注意もしくは誤用又は不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲の責に帰すべき事由による故障。
- ② 乙又は乙の認定する者以外による改造・修理・分解及び加工。
- ③ 火災又は天災その他不可抗力による災害。
- ④ 乙が指定する部品又は消耗品以外の使用。
- ⑤ 第4条に基づく設置場所の変更で、乙以外の者が移動させたことによる故障。

### 第13条（別途料金）

下記の事由による複合機の修理・点検及び調整については、別途費用を請求するものとします。

- ① 第8条規定の設置場所が、乙が規定により遠隔地と指定している場所の一つに該当する場合、乙は乙所定の出張費を甲に請求することができるものとします。
- ② 第2条第3項に拘わらず、甲の事情で乙の営業時間外にメンテナンスを要請し、乙が了承し実施した場合、乙は乙所定の料金を別途甲に請求できるものとします。

### 第14条（解約）

甲が次の各号の一に該当したときは、乙は何等の通知催告を行うことなく本契約を解約することができるものとし、本契約が解約されたときは、甲は期限の利益を失い乙に対する全債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

- ① 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は整理、民事再生の手続、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申し立てられ、又は整理、民事再生の手続、会社更生手続の開始、破産、若しくは競売を申し立てたとき。
- ② 自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手に対し、不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- ③ 第12条により、乙がメンテナンスの提供を中止したとき。
- ④ 乙以外の者が、乙の承認を得ることなく第8条に示す設置場所以外に複合機を移動させたとき。
- ⑤ 複合機の廃棄、引上げ等により、乙がメンテナンス不能と判断したとき。
- ⑥ この契約の各項目に違反したとき。
- ⑦ その他の資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれが有ると乙が認める事由があるとき。

### 第15条（中途解約）

甲は、この契約の途中において、文書による通知をすることによって契約を解約することができるものとし、文書が乙に到着した日から起算して14日を経過したときに契約は終了するものとします。

### 第16条（機密保持）

- 1) 乙はメンテナンスを行うに当たって知り得た甲に関する機密情報を第三者に漏洩してはならないものとします。
- 2) 乙は機密情報をメンテナンス遂行以外の用途に使用してはならないものとします。
- 3) 1)及び2)の項目は本契約が終了または失効した後も存続するものとします。

### 第17条（免責）

天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故、複合機の故障、その他不可抗力により本契約の一部もしくは全部につき履行遅滞又は履行不能が生じて甲が損害を被った場合、乙はその責を負わないものとします。

### 第18条（反社会的勢力の排除）

- 1) 甲及び乙は、それぞれ互いに、次に定める事項を表明し保証するものとします。
  - ① 自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下反社会的勢力という）でないこと。
  - ② 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
  - ③ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。
  - ④ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
  - ⑤ 自己及び自己の役員が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名譽や信用を毀損せず、また相手方の業務を妨害しないこと。
- 2) 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告、その他の手続きを要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

この場合、相手方に損害が生じても解約をした者（以下、解約者という）はこれを何ら賠償ないし補償することは要しない。また、かかる損害により解約者に損害が生じたときは、相手方は解約者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとします。

### 第19条（有効期間）

本契約は、複合機毎にその契約開始日（2025年09月25日）から（5）年間とします。但し、その作成コピー枚数が（60）万枚に達する時が早い場合は、枚数に達した時点とします。なお、第7条第3項の通知を乙が受領した時、又は第14条、第15条、第18条により解約された場合、本契約は終了するものとします。

第20条 (物価変動等の対応)

物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の変化により本契約の料金が不相応となった場合、乙は第8条に示すメンテナンス料金を変更できるものとします。

第21条 (信義誠実の原則)

本契約に定め無き事項及び、本契約の解釈に付き疑義が生じた時は、その都度両者協議の上、友好的に解決するものとします。

第22条 (管轄裁判所)

甲と乙は本契約について法律上の紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第23条 (印紙税)

本契約に要する印紙税は、甲乙各々その保有する分につき、これを負担するものとします。

2025年09月25日

甲 住 所 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館11階  
会 社 名 大阪維新の会堺市議会議員団  
代表者名 団長 的場 慎一

---

乙 住 所 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1  
会 社 名 イノテックスビジネスソリューションズ 株式会社  
代表者名 代表取締役 榎本 一郎

---